

築上町図書館整備設計業務委託仕様書

I 建築仕様

下記に特記する以外の項目については、設計者にて適法性・機能性・耐久性・コスト合理性を勘案し、適宜計画すること。

1 建築仕様

1. 1 敷地概要

- 1) 地名地番 : 福岡県築上郡築上町大字築城 1096 番地
- 2) 都市計画区域の区分 : 準都市計画区域
- 3) 用途地域 : 指定なし
- 4) 防火地域 : 指定なし
- 5) 高度地区 : 指定なし
- 6) 地区計画 : 指定なし
- 7) その他地区 : 無し
- 8) 周辺道路 : 南西側道路 幅員 13.90m
- 9) 許容容積率 : 200%
- 10) 許容建蔽率 : 60%

1. 2 現況施設の概要

- 1) 建築面積 : 1,654.90 m²
- 2) 延べ床面積 : 2,848.17 m²
- 3) 階数 : 3 階
- 4) 構造 : 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
- 5) 主要規制等 : 建築基準法、建築基準法施行令、バリアフリー法、福岡県福祉のまちづくり条例、景観法、埋蔵文化財など設計の実施の際は再度確認と詳細協議を行うこと。

1. 3 室の構成・利用目的等

「築上町図書館基本構想・基本計画」に準じること。
カフェは既存建物の内外を問わない。

1. 4 木材利用について

自然豊かな築上町の特徴を十分発揮させるため、内外装材には、県・町産材木（京築ヒノキ等）を利用すること。

1. 5 サインについて

館内のサイン、案内図のデザイン及び配置を設計すること。

1. 6 図書館家具

書棚をはじめ図書館に必要な家具の設計及び選定すること。

1. 7 図書館システム

現在使用している図書館システムをグレードアップする提案をすること。

1. 8 外構

本施設の機能、魅力を高める内外一体の外構設計とすること。

1. 9 その他

現況の建物は2004年竣工のため、更新年が30年のものは、今回改修で更新を検討すること。

内部仕様は、図書館機能を満足させること。

II 設備仕様

下記に特記する以外の項目については、設計者にて適法性・機能性・耐久性・コスト合理性を勘案し、適宜計画すること。

2 空調・衛生設備

2. 1 空調設備

電気を主体とした方式とし、デマンドコントロールシステムなど、経済性、維持管理性、環境性、信頼性、安全性を考慮したゾーンの設定を検討すること。必要に応じて単独エアコンとすること。

2. 2 換気設備

新鮮空気の確保、臭気対策、シックハウス対策、空気洗浄度の確保などに配慮すること。

2. 3 排煙設備

排煙が必要な室は、関係法令等に準じ、排煙設備を設けること。

2. 4 自動制御設備

空調発停及び設定は、各室のほか、事務室でも行えるようにすること。

2. 5 給水設備

更新の必要がある場合は、関係法令等に準じ、設計すること。

2. 6 給湯設備

給湯は、電気給湯器とすること。

2. 7 排水設備

更新の必要がある場合は、関係法令等に準じ、設計すること。

2. 8 衛生設備

既存トイレの和式は全て洋式に変更すること。

多目的トイレはバリアフリー設計のガイドラインに沿った内容を付加すること。

子ども用トイレを1階の多目的トイレ又は1階の既存トイレ内に配置すること。

2. 9 消火設備

更新の必要がある場合は、関係法令等に準じ、計画すること。

消防法に基づき消火器を設置すること。

3 電気設備工事

本施設は、2004年9月竣工で、18年を経過していることから電気設備機器の更新を計画すること。

3. 1 受変電設備

当該施設、保健センター共用キュービクル（単相 100 kVA×1、200 kVA×1、三相 150 kVA×1、500 kVA×1、スコット単相 75 kVA×1）を更新すること。

3. 2 発電設備

発電機（100 kVA）は防災用として使用していることもあり既設流用し更新しない。

3. 3 動力設備

動力盤の更新をすること。

3. 4 電灯設備

全ての照明はLED器具とし、計画に合わせ適正箇所に適正個数を新設又は既存の設備の更新をすること。証明器具は、省エネと空間デザイン、各場所に応じた明るさを考慮した計画とし、配置すること。

3. 5 LAN設備

計画に合わせ適正箇所に適正個数を新設及び既存の設備の更新をすること。
来館者用 Wi-Fi サービスを行う。適宜必要設備を計画すること。
防災無線等の既設の設備は扱わないこと。

3. 6 電話設備

計画に合わせ適正箇所に適正個数を新設及び既存の設備更新すること。

3. 7 拡声設備

計画に合わせ適正箇所に適正個数を新設及び既存の設備更新すること。

3. 8 インターホン設備（トイレ呼出設備含む）

インターホン設備を更新すること。

3. 9 トイレ呼出設備

計画に合わせ適正箇所に適正個数を設置すること。

3. 10 テレビ共同受信設備

計画に合わせ適正箇所に適正個数を設置すること。

3. 11 警報設備及び監視カメラ設備

事務室に警報盤を設置し、館内の電気設備の警報監視を一括監視するとともに、警備会社への一括警報の移報を行う。
監視カメラは、計画に合わせ適正箇所に適正個数を設置すること。

3. 12 火災警報設備

関係法令等に適合するよう計画に合わせ訂正箇所に適正個数を設置又は既存の受信機、感知器を更新すること。

3. 13 コンセント設備

コンセントの取付位置、形式、数量は、適切と想定する場所に設置する。

3. 14 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等及び既設電算システム

防災無線室の防災機器は改修しないこと。
1階執務室、2階執務室の機器を移設又は撤去すること。

既設の電算システム室は扱わないこと。

震度計については、発注者と協議のうえ、移設を含め検討すること。

4 昇降機設備工事

4. 1 来館者用昇降設備

関係法令等に適合するよう必要な改修等を検討すること。